

17. 「内装の意匠」の場合

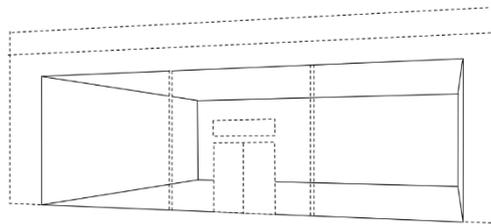
店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができます。

内装の意匠として意匠登録を受けるためには、出願された意匠が以下の①から③の要件を満たしているものである必要があります（詳しくは、意匠審査基準 第IV部 第4章 内装の意匠 6.1.1 「意匠を構成するものであること」をご参照ください。）。

- ①店舗、事務所その他の施設の内部であること
- ②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- ③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

以下の例のように、施設の内部のみであり、他の物品等を何も含まないものについては、上記②の要件を満たさず、内装の意匠として意匠登録を受けることはできませんので御注意下さい。

（参考）施設のみであって、何ら什器等や画像を含まない意匠の例



※ このような場合は、所定の要件を満たせば建築物の部分について意匠登録を受けようとする意匠として意匠登録を受けることが可能です。

17.1 意匠ごとの出願（一意匠一出願）

意匠登録出願は、意匠ごとに行う必要があります（一意匠一出願）、一の出願には原則一の物品等しか含めることができません。他方、意匠法第8条の2は、この原則の例外として、複数の物品等から構成される内装の意匠について、所定の要件を満たせば、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられる旨を規定しています。

上記のとおり、内装の意匠には、複数の物品等を含めることができますが、一意匠一出願の要件を満たすためには、それらの物品等により構成される意匠が、一の内装の意匠と認められる場合に限られることに変わりありません。

内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当するか否かについては、以下の①及び②観点により判断されます。

①願書の【意匠に係る物品】の欄に、二以上の施設が記載されている場合

この場合は、二以上の意匠を包含し一意匠一出願の要件を満たしていないと判断されます。

＜二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断するものの例＞

例 1 : 「オフィスの執務室の内装、学校用教室の内装」

例 2 : 「ホテル客室の内装、兼、病室の内装」

②図面等に複数の空間が表されている場合

この場合は、一の空間である否かとの観点から検討されることとなります。一の内装の意匠として一の出願に含めることができるのは、原則として、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものです。よって、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、一の内装の意匠に該当しないと判断されます。ただし、空間を仕切る当該壁等が透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間として取り扱われます。

一の空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていても問題ありません。また、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等も一体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱われます。

＜一の内装の意匠と判断するものの例＞

例 : ワークスペースと商談のためのカフェが同一空間内にある「オフィスの執務室の内装」

ただし、商談のためのカフェが1階、ワークスペースが2階にあるなど、物理的に離れており、一の空間として一体的に創作されたものでない場合は、一の内装の意匠に該当しません。

＜一の内装の意匠に該当しないと判断するものの例＞

例 1 : それぞれ別個の空間における「ホテル客室の内装」と「ホテルロビーの内装」

例 2 : 「駅舎の内装」と「鉄道車両の内装」

17.2 願書の記載の留意点

【意匠に係る物品】の欄には、内装の意匠の出願であることが明らかになるように、「○○の内装」又は「○○用内装」と記載します。このとき、「○○」には、施設内に様々な内装があることを考慮し、図面に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載します。

また、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、以下の例のように、【意匠に係る物品】の欄に、主たる内装の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、【意匠に係る物品の説明】の欄において説明します。各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、【意匠に係る物品の説明】の欄において説明することもできます。

例：【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィスの執務スペースに加えて、同一空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や打合せ等に使用される。

上記の他、【意匠に係る物品の説明】、【意匠の説明】の欄の記載についての留意事項は、通常の意匠登録出願と同様です。

17.3 図面の記載の留意点

内装意匠は、複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの配置も含めた美感を保護対象とするために設けられた規定です。このため、図面等には、内装の意匠を構成する物品等が施設の内部に配された状態を表します。その上で、施設の内部に物品等が配された状態のままでは、意匠登録を受けようとする各物品等の形状等が不明確となる場合など、必要な場合には、内装の意匠を構成する建築物、物品又は画像についても個別に表します。

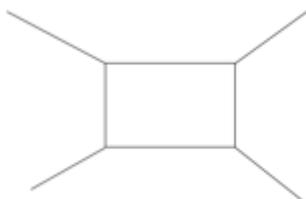
施設の内部を図示する方法としては、（１）施設（内装）の外側からの視点で表す方法と、（２）施設の内側からの視点で表す方法があります。（１）（２）を組み合わせた場合を含め、施設の内部の物品等の配置を含め、図面で表された内容から、意匠登録を受けようとする意匠の機能及び用途や、形状等が具体的に特定できるよう表します。なお、図面上表されていない範囲は、意匠登録を受けようとする部分以外の部分として取り扱われ、願書と願書に添付された図面を総合的に判断することで意匠登録を受けようとする（部分の）意匠についてその機能

及び用途や形状等について具体的に特定できるのであれば、審査上当該意匠登録出願の意匠は具体的なものとして取り扱われます。

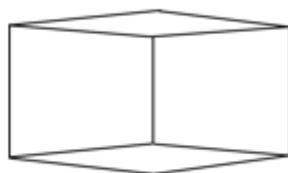
透視図法（パース図法）を用いて意匠を表すこともできます。

透視図法（パース図法）の例

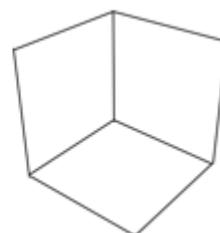
一点透視



二点透視



三点透視



〔図 3.17-1〕透視図法による記載例

【意匠に係る物品】 飲食店用内装

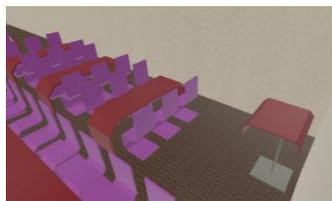
【意匠に係る物品の説明】 この飲食店は、飲食スペースと厨房からなり、その境には一部が開
口した間仕切りが設けられている。

【意匠の説明】 参考平面図において表した各矢印は、始点の数字が斜視図 1～9 の番号
にそれぞれ対応した、視点の位置と向きをあらわしたものである。平面図に表
された緑色は、全体形状を明確にするための背景である。

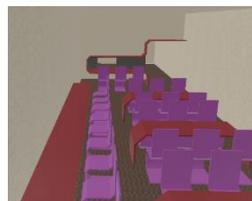
【斜視図 1】



【斜視図 2】



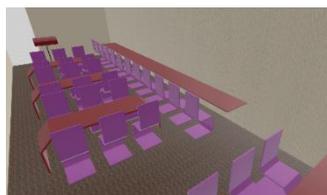
【斜視図 3】



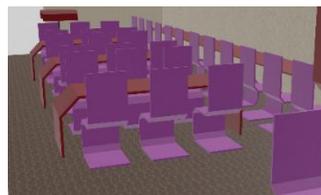
【斜視図 4】



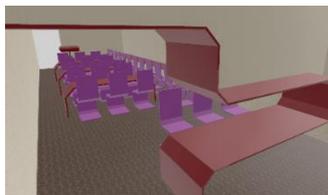
【斜視図 5】



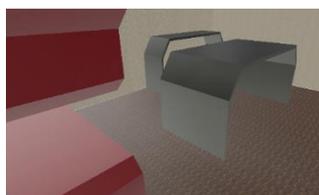
【斜視図 6】



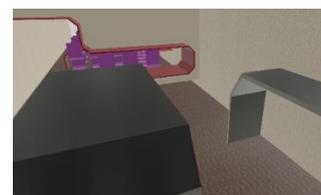
【斜視図 7】



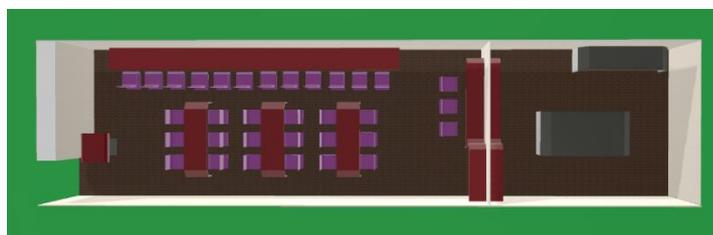
【斜視図 8】



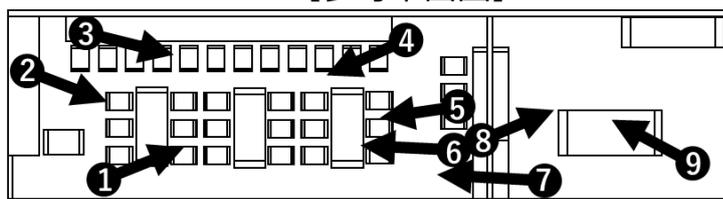
【斜視図 9】



【平面図】



【参考平面図】



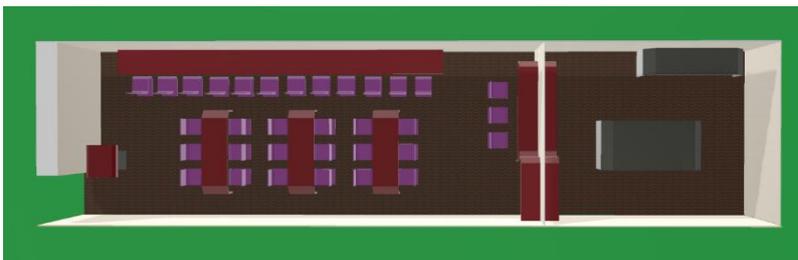
〔図 3.17-2〕 手前側の壁や天井を省略して表した例

【意匠に係る物品】 飲食店の内装

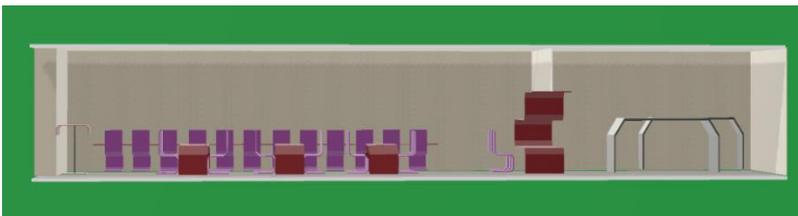
【意匠に係る物品の説明】 この飲食店は、飲食スペースと厨房からなり、その境には一部が開いた間仕切りが設けられている。

【意匠の説明】 天井を省略して表した平面図、手前側の壁を省略して表した正面図、背面図、右側面図、左側面図に表された緑色は、全体の空間形状を明確にするための背景である。

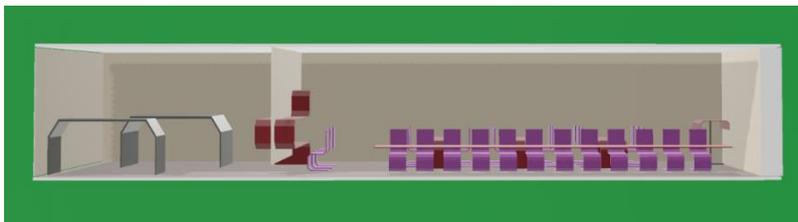
【天井を省略して表した平面図】



【手前側の壁を省略して表した正面図】



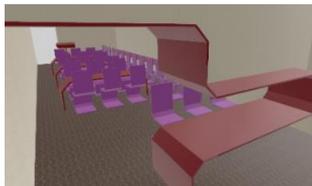
【手前側の壁を省略して表した背面図】



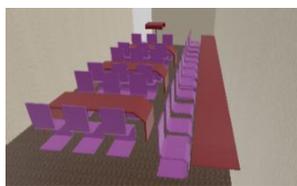
【飲食スペース側の斜視図 1】



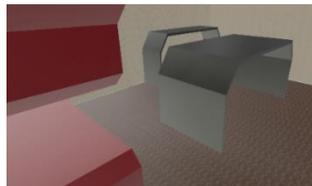
【厨房側の斜視図 1】



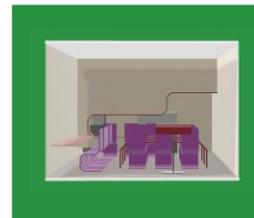
【飲食スペース側の斜視図 2】



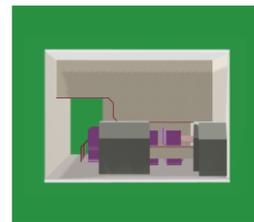
【厨房側の斜視図 2】



【手前側の壁を省略して表した左側面図】



【手前側の壁を省略して表した右側面図】

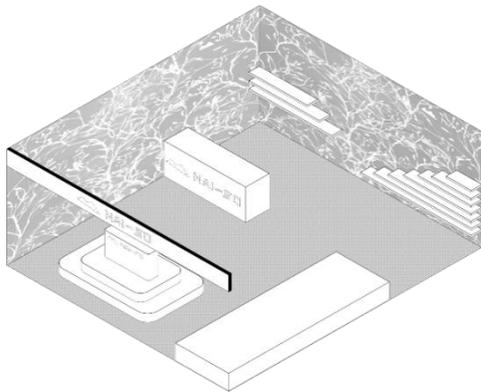


〔図 3.17-3〕 アイソメトリック図法と正投影図法による記載例

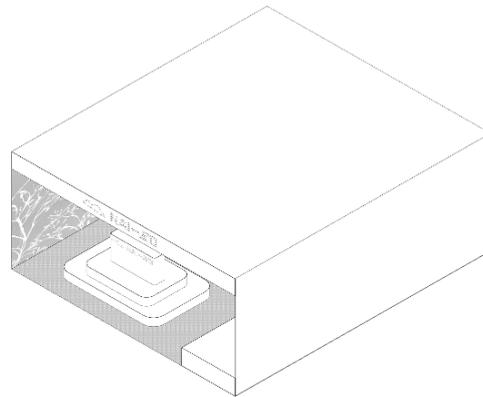
【意匠に係る物品】 アウトドア用品店の内装

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

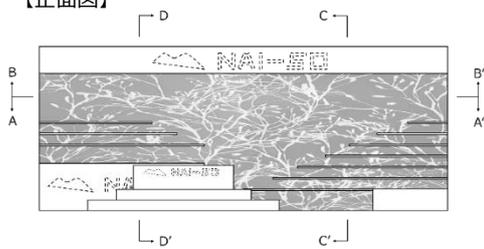
【右壁面と天井面を省略した斜視図】



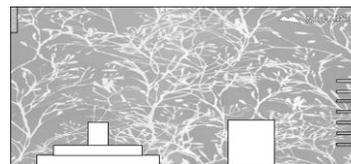
【斜視図】



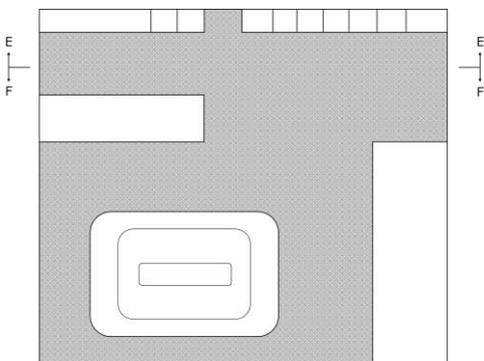
【正面図】



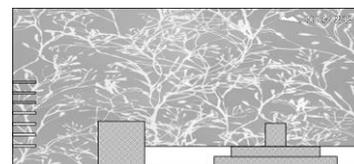
【C-C'線断面図】



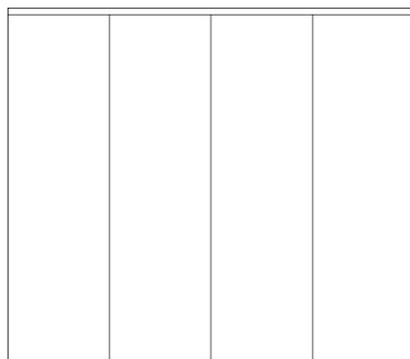
【A-A'線平面図】



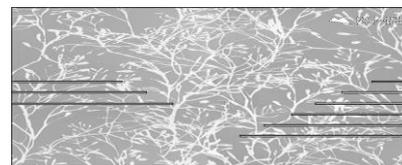
【D-D'線断面図】



【B-B'線断面図】



【E-E'線断面図】



【F-F'線断面図】

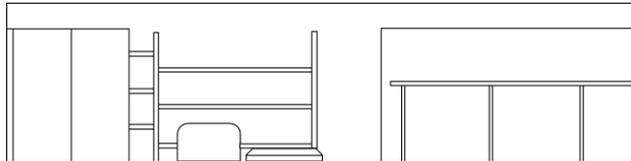


〔図 3.17-4〕 透視図法と正投影図法による記載例

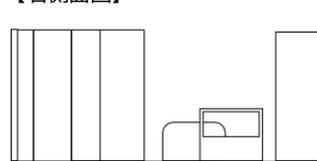
【意匠に係る物品】 アパレル店の内装

【意匠の説明】 透明部分を示す参考図 1 及び透明部分を示す参考図 2 において、
薄墨を施した部分は透明である。

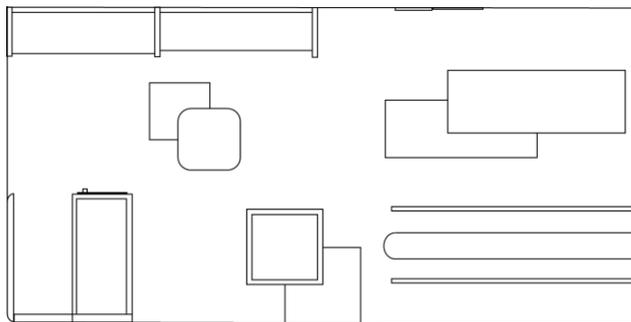
【正面図】



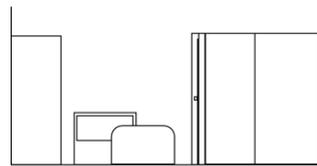
【右側面図】



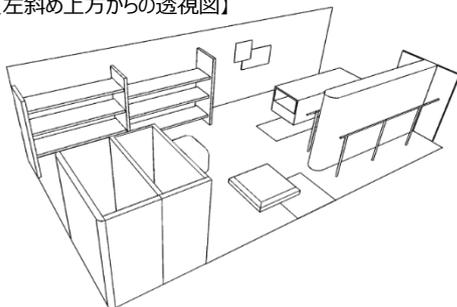
【平面図】



【左側面図】



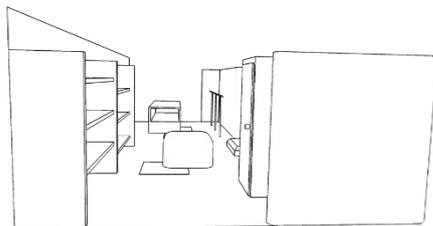
【左斜め上方からの透視図】



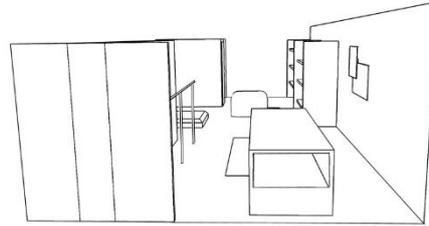
【右斜め上方からの透視図】



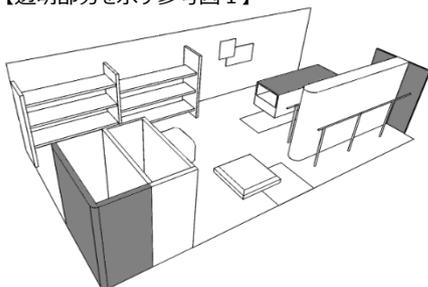
【左側面側から見た透視図】



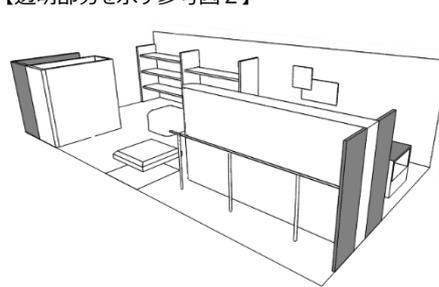
【右側面側から見た透視図】



【透明部分を示す参考図 1】



【透明部分を示す参考図 2】



17.4 特徴記載書

内装の意匠については、特徴記載書の提出が推奨されています。特徴記載書は、意匠の特徴について出願人自らが記載するもので、審査の参考情報として出願人の主観的な創作の意図の理解や、的確なサーチ範囲の決定などに資するものです。また、登録された場合は、意匠の特徴が意匠公報に掲載されることにより、例えば、どのような点が特徴であるか、どのような意図をもって創作したかなど、第三者にその登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができます。

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出できる任意の手続であり、願書（複数意匠一括出願手続の願書を除く）を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限り提出することができます。特徴記載書は、意匠法施行規則様式第9で定められた様式により作成します（詳しくは、意匠登録出願等の手続のガイドライン 第二部 中間手続 7.「特徴記載書」をご参照ください。）。

（参考）オンライン手続の場合の出願と同時の特徴記載書の作成例

【書類名】	特徴記載書
【整理番号】	A-3-A
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官殿
【事件の表示】	
【出願番号】	意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇3
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【意匠の特徴】	ここに意匠の特徴の内容を記録します。（テキストデータのみ）
【説明図】	イメージ

・【出願番号】には、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように出願番号を記録してください。

・出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】の欄を【出願日】とし、「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】の項目を設けて願書に記録した整理番号を記録してください。

・【意匠の特徴】の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記録してください。

イ 意匠の特徴を平易かつ明りように記録してください。

ロ 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記録してください。

ハ 文字のみを記録し、図、表等を記録することはできません。

・【説明図】の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記録することができます。（任意記録）

イ 図は、複数ページにわたって記録することはできません。

ロ 図は、横150mm、縦113mmを超えて記録することはできません。また、複数の図形を記録する場合もすべての図形を含む大きさが、横150mm、縦113mmを超えないように記録しなければなりません。

なお、意匠の特徴については、特徴記載書に記載することとされていますが（意匠法施行規則第6条）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができません。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における【意匠の説明】の欄、及び【意匠に係る物品の説明】の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由の対象にはなりません。加えて、国内の通常の出願において、同様に、【意匠の説明】の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとなります。